

地方自治体への調査結果

<調査について>

(目的)

- 令和元年改正法の施行状況を把握し、的確な評価を行うとともに、動物愛護管理行政の現状と課題について把握するために実施。

(実施方法)

- 都道府県、政令指定都市、中核市の動物愛護管理担当宛にメールにて調査票を送付し、回答を依頼。
調査の期間：令和6年1月24日（水）～1月31日（水）

(回答数)

- 都道府県（※石川県を除く）・政令指定都市・中核市 計128団体

動物の一時的かつ緊急的な保護	・・・・・・・・・・	2
法第25条に関する課題等	・・・・・・・・・・	3
地域猫活動に関する課題等	・・・・・・・・・・	4
多頭飼育対策	・・・・・・・・・・	5
犬猫の飼養管理基準の具体化による改善点	・・・・・・	6

動物の一時的かつ緊急的な保護

<自治体において一時的かつ緊急的な保護が必要と感じられた事例>

- ① **動物が衰弱している等にも関わらず飼い主や所有者が不在であるため所有権に関する意思確認が困難な事例**
例：飼い主の一時入院、死亡、逮捕など
- ② **虐待により動物が衰弱等している等にも関わらず飼い主が所有権を放棄しない事例**
例：多頭飼育崩壊、飼い主による虐待など

<自治体から寄せられた懸念>

- ① **収容能力や飼養管理要員が足りず対応できない懸念**
⇒犬猫以外の動物は収容できないことや衰弱した動物への専門的な獣医療措置に対応できる人材や治療費等予算不足も含む
- ② **動物の病気や死亡時における管理・賠償責任を自治体が負う懸念**
- ③ **基本的人権を侵害（動物の剥奪や治療・土地建物への立ち入り）する懸念**
⇒そのほか「適用基準や期限の明確化も必要。」「飼い主に戻したら虐待される懸念もふまれば、一時保護ではなく永久保護では。」「財産の差し押さえの手続きに一定の時間を要するとそれで実効性があるのか。」
との指摘もあり
- ④ **モラルハザードの懸念**
⇒「飼い主責任放棄の助長につながるのではないか。」
「有料引取りとの違いをつけられない。」
との指摘もあり

法第25条に関する課題等

- (法改正により必要な指導・助言が可能となったことにより) 口頭指導時に、改善されない場合の措置(勧告、命令、告発等)を説明し、改善が必要であることを重く受け止めていただくことができるようになった。
- (法改正により実態把握のための報告徴収若しくは立入検査が可能となったことにより) 愛護動物の虐待疑いに関する通報があった際に立入検査を的確に実施できるようになり、事態の速やかな把握と行政指導が可能になった。
- 飼養者だけでなく、保管、給餌や給水を行う者を助言や指導の対象としたことで、法令順守について話をしやすくなった。
- 飼い主だけでなく、飼い主のいない猫の不適切な世話についても説得力のある指導ができるようになった。
- 周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じている状況の判断が困難。
- 特定の個人への健康被害については、程度の判断が難しい。
- 中核市管内の犬猫等に関する苦情相談や対応をはじめとする周辺的生活環境の保全等に係る事務は当該中核市が実施しており、その実態に合わせて知事ではなく中核市長の権限で勧告、命令等できるようにすべき。
- 法第25条適用の条件について基準を定める又は強化するならば、環境省によって数値等を用いて具体的で確認可能な項目を提示して欲しい。

地域猫活動に関する課題等

※回答自治体の特定を防ぐため一部情報を修正しています

- ① 令和4年度は●地域、■頭の地域猫の不妊去勢手術を補助したが、多くは無秩序な野良猫の増加をおさえられたことにより近所トラブルが解決した。
- ② 猫への餌やりをやめさせてもらいたいという苦情事例において、県が仲介し、餌やり者と相談者で話し合った結果、TNRに取り組みながら地域猫活動を行うことで調整された。
- ③ 地域猫活動について、県は市町村への補助事業や動物愛護センターによる技術的支援等を行ってきた。これらにより、地域猫活動の認知度は高まり動物愛護センターにおける子猫の引取り数の減少が認められた。
- ④ 個人で取り組んでいる事例が多く、近隣の理解やマンパワーが足りず、十分な効果が得られる程の取組となっていない。
- ⑤ 周辺住民の理解を得ないまま地域猫活動を行いトラブルになっている。
- ⑥ 地域住民が猫の手術を行うための費用を捻出。
- ⑦ 環境保全を目的とした地域の住民自治の観点から、地域住民自らが実施主体にならないといけない、という認識が薄いこと。
- ⑧ 地域に野良猫の手術を実施可能な動物病院が少ないこと。
- ⑨ 飼い猫の屋内飼養が徹底できていない地域においては、なおさら飼い猫と野良猫、地域猫の違いの理解は進んでいかない。
- ⑩ 地域住民への周知（事前説明会等）の際に効果を周知できる資料が少ない。

多頭飼育対策

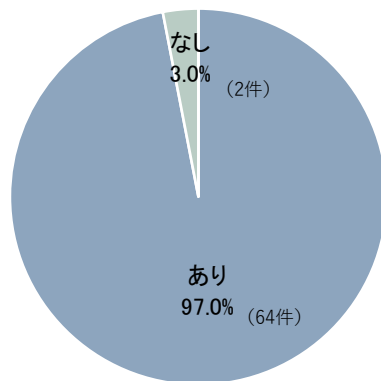
※回答自治体の特定を防ぐため一部情報を修正しています

- ① 定期的に関係部局による会議等を開催することにより、少しずつ関係構築が進んできた。市が開催する生活困窮者に関する会議に県の動物愛護担当職員が出席し、原因者の情報が収集でき、対応が進んだ。
- ② 精神障がいをもつ多頭数飼育者に対し、社会福祉協議会と連携して引取り申請等による減数対策を指導し飼育頭数をゼロにすることができた。また、その後の再発防止対策として概ね四半期ごとに見守り目的の訪問を実施している。
- ③ 犬の多頭飼育問題について、県が飼い方の指導、民間獣医師が手術、ボランティアが橋渡し役、市役所がごみ問題、社会福祉協議会が人の福祉問題として、解決した事案がある。なお、この時に対応したチームを発端に、オンラインによる連携会議が毎月実施されている。
- ④ 不妊処置が非常に有効な手段であることは間違いないが、その費用負担が困難な飼い主が多い。行政が負担する場合、原則として飼い主の責務であるという観点から行政が肩代わりする理由や、その費用・実施者・実施場所等の捻出・確保等に課題がある。
- ⑤ 各自治体の部局により対応や協力の温度差が激しく、問題解決に向けての共通認識を共有するのに時間を要する。他部局を含めた研修等による啓発が必要と思われる。
- ⑥ 収容施設の収容頭数が限られているため、一度に多くの動物を引取ることが困難。
- ⑦ 管理可能以上の数を飼養していることを理解できない、殺処分を嫌い、手放す決断ができない、といった飼い主への対応が課題。

犬猫の飼養管理基準の具体化による改善点

●自治体からの指導等により改善された事例

自治体からの指導等により改善された事例は、「あり」と回答した自治体の割合が97.0%にのぼった



(n=66)

具体的な事例（一部）

動物の愛護及び管理に関する法律

法21条の5 帳簿に必要な事項が一部記載されていなかったため口頭指導した結果、改善された。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

第2条第2項第4号ヲ 屋外運動場に遮光、風雨を遮る設備が無かったため、指導した結果、屋根が設置された。

第10条の2等 帳簿の備え付け及び飼養状況が悪かったため、複数回訪問、勧告及び措置命令を行った結果、改善が見られた。

第3条第2項第7号ニ ケージの転倒防止策が講じられていなかったため、改善するよう指導し、速やかに改善された。

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令

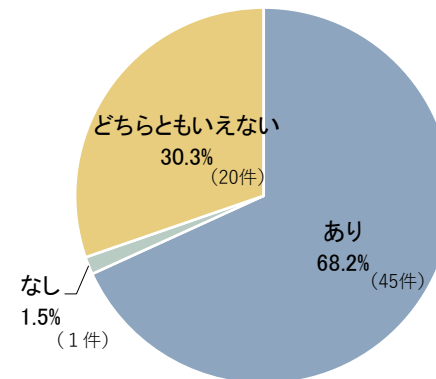
第1条 犬猫の飼養基準面積を満たしていなかったため、4回訪問、指導を行った結果、頭数の減少及び大型サークルの設置等により基準を満たした。

第2条 飼養施設の清掃、動物の健康管理等について遵守されていなかったため、月1回の立入・指導を一年間程継続した結果、徐々に改善がみられた。

第2条1項1号イ(6) 立入検査により基準省令について説明・指導した結果、犬の保管業施設において逸走防止設備が設置された。

●飼養管理基準が具体化されたことで業務上改善された点

業務上改善されたと答えた自治体は、68.2%が「あり」、30.3%が「どちらともいえない」と回答した



(n=66)

具体的な内容（一部）

- これまで個体に対してケージのサイズが小さい場合でも強く改善を求める指導を行えなかったが、基準が具体化されたことで変更を求めることができるようになった。
- 指導時に根拠となる基準が具体化されたことで、指導がしやすくなった。
- 安易な申請が減ったこと。具体的な基準が設けられたことにより指導や説明がしやすくなったこと。
- 衛生状態など複数の好ましくない点がある業者は自覚に乏しく、ケージも小さい傾向がある。ケージサイズが具体化されたことにより、これらの業者は違反だと明確に認識するようになり、他の問題に関しても自覚するようになりつつある。